

令和2年12月市議会定例会

福祉保健部

議案説明資料

目次

【予算案件】

- | | | | |
|---|--|----|----|
| 1 | 令和2年12月福祉保健部補正予算（案）総括表 | …… | 1頁 |
| 2 | 人件費補正について | …… | 3頁 |
| 3 | 障害福祉サービスの制度改正等に伴うシステム改修について | …… | 5頁 |
| 4 | 認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険事業における
債務負担行為の設定について | …… | 6頁 |
| 5 | 介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業について | …… | 7頁 |
| 6 | 令和3年度介護報酬改定等に伴うシステム改修について | …… | 8頁 |

【条例案件】

- | | | | |
|---|--------------------------|----|----|
| 7 | 富山市・医師会急患センター条例の一部改正について | …… | 9頁 |
|---|--------------------------|----|----|

1 令和2年12月福祉保健部補正予算(案)総括表

【一般会計】

(単位：千円)

区分 予算科目(款・項)	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考
福祉保健部合計	40,645,010	81,304	40,726,314	
(款3)民生費	34,733,654	56,360	34,790,014	
(項1)社会福祉費	29,499,913	71,307	29,571,220	民生委員活動事業費 2,482 新型コロナウイルス感染症対策基金費 659 心身障害者福祉推進事業費 2,750 自立支援給付事務処理システム事業費 3,960 介護サービス事業所等支援事業費 41,718 介護保険事業特別会計繰出金 13,941 基礎年金等事務費 935 年金生活者支援給付金事務費 468 国民健康保険事業特別会計繰出金 7,546 人件費 △ 3,152
(項3)生活保護費	4,046,707	△ 14,947	4,031,760	人件費 △ 14,947
(款4)衛生費	5,911,356	24,944	5,936,300	
(項1)保健衛生費	5,848,814	24,944	5,873,758	(看護専門学校)管理運営事務費 200 人件費 24,744

【特別会計】

(単位：千円)

区分 予算科目(款・項)	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考
後期高齢者医療事業 特別会計合計	10,929,277	△ 3,305	10,925,972	
(款1)総務費	292,402	△ 3,305	289,097	人件費 △ 3,305
介護保険事業 特別会計合計	44,771,427	22,344	44,793,771	
(款1)総務費	776,380	22,344	798,724	介護保険事務処理 システム事業費 15,496 賦課徴収事務費 1,661 介護認定審査会事 業費 3,584 人件費 1,603
国民健康保険事業 特別会計合計	33,606,480	9,271	33,615,751	
(款1)総務費	485,311	9,249	494,560	一般管理費 7,546 人件費 1,703
(款4)保健事業費	283,876	22	283,898	人件費 22

2 人件費補正について

(1) 人件費

【一般会計】

款	項	目	所 属	現計 予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 予算額 (千円)	職員数 (人)		
							現計 予算	今回 補正	増減
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	福祉政策課	542,586	1,003	543,589	78	79	1
			指導監査課	41,740	▲11	41,729	5	5	0
			障害福祉課	177,672	12,354	190,026	28	31	3
			長寿福祉課	96,259	▲6,162	90,097	16	15	▲1
			保険年金課	23,059	▲146	22,913	3	3	0
			大沢野地域福祉課	44,609	▲3,299	41,310	5	5	0
			大山地域福祉課	40,484	▲3,580	36,904	5	5	0
			八尾地域福祉課	43,621	▲1,824	41,797	5	5	0
			婦中地域福祉課	50,402	▲9,667	40,735	7	6	▲1
			まちなか総合ケア センター	36,182	137	36,319	4	4	0
	4 養護老人ホーム費	長寿福祉課	34,105	5,431	39,536	4	5	1	
	5 国民年金費	保険年金課	28,768	▲2,955	25,813	4	4	0	
		大沢野地域福祉課	7,940	919	8,859	1	1	0	
		大山地域福祉課	7,646	▲18	7,628	1	1	0	
		八尾地域福祉課	7,850	484	8,334	1	1	0	
婦中地域福祉課		8,074	▲1,469	6,605	1	1	0		
6 後期高齢者医療費 (繰出金)	保険年金課	33,044	▲3,305	29,739	-	-	-		
7 介護保険費 (繰出金)	介護保険課	257,302	▲5,285	252,017	-	-	-		
8 国民健康保険費 (繰出金)	保険年金課	195,029	▲487	194,542	-	-	-		
3 生活保護費	1 生活保護総務費	生活支援課	163,280	▲14,947	148,333	27	27	0	
計				1,839,652	▲32,827	1,806,825	195	198	3
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	保 健 所	543,519	19,439	562,958	75	78	3
	計			543,519	19,439	562,958	75	78	3
合 計				2,383,171	▲13,388	2,369,783	270	276	6

【特別会計】

特別会計名	所 属	現計 予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 予算額 (千円)	職員数 (人)				
					現計 予算	今回 補正	増減		
後期高齢者医療事業特別会計	保険年金課	33,044	▲3,305	29,739	5	5	0		
介護保険事業特別会計	介護保険課	257,302	▲5,285	252,017	39	40	1		
国民健康保険事業特別会計	保険年金課	195,029	▲487	194,542	29	29	0		
合 計		485,375	▲9,077	476,298	68	69	1		
人 件 費 合 計				2,868,546	▲22,465	2,846,081	338	345	7

(2) 報酬等
【一般会計】

款	項	目	所 属	現計 予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 予算額 (千円)
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	福 祉 政 策 課	42,612	1,473	44,085
			婦中地域福祉課	1,732	2,446	4,178
		2 障害者福祉費	障 害 福 祉 課	6,805	1,784	8,589
		7 介護保険費 (繰出金)	介 護 保 険 課	25,653	6,841	32,494
		8 国民健康保険費 (繰出金)	保 険 年 金 課	0	2,184	2,184
	計				76,802	14,728
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	保 健 所	26,727	5,305	32,032
		計		26,727	5,305	32,032
合 計				103,529	20,033	123,562

【特別会計】

特別会計名	所 属	現計 予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 予算額 (千円)
介護保険事業特別会計	介 護 保 険 課	53,553	6,888	60,441
国民健康保険事業特別会計	保 険 年 金 課	44,884	2,212	47,096
合 計		98,437	9,100	107,537

報 酬 等 合 計	201,966	29,133	231,099
-----------	---------	--------	---------

福祉保健部 人件費・報酬等 総 合 計	現計 予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 予算額 (千円)
	3,070,512	6,668	3,077,180

3 障害福祉サービスの制度改正等に伴うシステム改修 について

[障害福祉課]

(1) 補正額 6,710千円

財源内訳	国庫補助金	3,355千円
	一般財源	3,355千円

(内訳)

- ア 障害者総合支援法指定事業所管理システム改修業務
(委託料) 2,750千円
(歳入) 障害者総合支援事業費補助金 1,375千円
- イ 障害者自立支援事務処理システム改修業務
(委託料) 3,960千円
(歳入) 障害者総合支援事業費補助金 1,980千円

(2) 事業目的

障害福祉サービスを提供する事業所を管理するシステム（上記ア）及び障害福祉サービスの利用者を管理するシステム（上記イ）について、令和3年4月に実施される制度改正及び3年に一度の報酬改定に対応するための改修を実施するもの。

(3) 事業内容

- ア 制度改正に伴う改修
 - ① 放課後等デイサービスの報酬体系の変更、加算の創設
 - ② 医療的ケア児を対象とする報酬区分の創設
 - ③ グループホームにおける重度障害者加算の対象拡充
 - ④ 障害者の一般就労への移行を評価する仕組みの加算見直し 等
- イ 報酬改定に伴う改修
 - ① 各サービスにおける報酬単価の見直し・細分化

【認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険事業費】

4 認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険事業における 債務負担行為の設定について

[長寿福祉課]

(1) 事業目的

認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険について、対象となる方の保険を切れ目なく適用させるため、令和2年度中に契約手続きを行う必要があることから、債務負担行為を設定するもの。

(2) 事業内容

認知症の人が他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負う場合に備え、認知症の人を被保険者とする個人賠償責任保険に市が保険契約者として加入するもの。

ア 被保険者

「富山市認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤル」の登録者のうち保険加入を希望する者（保険料の自己負担なし、保険のみの加入は不可）

イ 保険内容

被害者に対して法律上の損害賠償責任が発生する場合に、市と契約する保険会社から1事故について1億円を上限に保険金が支払われるもの。

(3) 債務負担行為補正

事項	期間	限度額
認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険事業保険料	令和2年度 ～ 令和3年度	956千円

【介護サービス事業所等支援事業費】

5 介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 について

[介護保険課、長寿福祉課]

(1) 補正額 41,718千円

(介護保険課 24,474千円、長寿福祉課 17,244千円)

〔 財源内訳 国庫補助金 41,718千円 〕

(2) 事業目的

介護サービス事業所・介護施設等が、関係者と連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を図るもの。

(3) 事業内容

ア 介護サービス事業所等におけるかかり増し経費支援事業

- ① 休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所
- ② 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等
- ③ 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等

における事業所や施設等の消毒・清掃費用や、マスク・手袋・体温計等の衛生用品の購入費用等

- ④ 上記の①、②以外の通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合における訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当等

イ 自主的に休業した介護サービス事業所等との連携に係るかかり増し経費支援事業

追加で必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当等、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等

【介護保険事業特別会計】

【介護保険事務処理システム事業費、賦課徴収事務費、介護認定審査会事業費】

6 令和3年度介護報酬改定等に伴うシステム改修について

[介護保険課]

(1) 補正額 20,741千円

財源内訳	国庫補助金	6,800千円
	一般財源からの繰入金	13,941千円

(2) 事業目的

令和3年度介護報酬改定に向けて、各システムの入力項目等の追加、変更等を行うもの。

(3) 事業内容

ア 介護保険事務処理システムの主な改修項目（13,244千円）

- ① 要介護認定を受けた者に対する総合事業利用の弾力化対応
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業利用者の基本チェックリストの入力及び送信機能の追加 等

イ 介護保険指定事業者等管理システムの主な改修項目（2,252千円）

- ① 報酬改定に伴う加算情報の入力項目を追加・変更
- ② 総合事業のみなしサービス終了に伴う入力・出力機能の制限
- ③ 文書負担軽減に伴うシステムフロー変更 等

ウ 要介護認定支援システムの主な改修項目（3,584千円）

- ① 医療被保険者番号の追加
- ② 要介護認定二次判定の有効期限延長
- ③ 認定調査票の「施設利用」項目の追加 等

エ 介護保険事務処理システムスマートフォン決済アプリ収納対応及びスマートフォン決済アプリ収納導入準備業務（1,661千円）

7 富山市・医師会急患センター条例の一部改正について

[福祉政策課]

(1) 概要

働き方改革の推進に向けた労働基準法の改正に伴い、適用が猶予されている医師の時間外労働の上限規制を見据え、富山市・医師会急患センター（指定管理者：公益社団法人富山市医師会）の内科、小児科及び外科の診療時間を令和3年4月から変更するため、条例の一部を改正するもの。

(2) 条例改正内容

ア 内科、小児科、外科の診療終了時間を現行の「翌日の午前6時まで」を「午後12時（深夜0時）まで」とする。

イ 内科、外科の土曜日の診療開始時間を現行の「午後7時から」を「午後2時から」とする。

診療科目	診療日	現行	変更後
内科	平日	午後7時 ～ 翌午前6時	午後7時 ～ 午後12時 [短縮] ※
	土曜日		午後2時 ～ 午後12時 [拡大・短縮] ※
	日・祝日	午前9時 ～ 午後5時30分 午後6時30分 ～ 翌午前6時	午前9時 ～ 午後5時30分 [変更なし] 午後6時30分 ～ 午後12時 [短縮] ※
小児科	平日	午後7時 ～ 翌午前6時	午後7時 ～ 午後12時 [短縮]
	土曜日		
	日・祝日	午前9時 ～ 午後5時30分 午後6時30分 ～ 翌午前6時	午前9時 ～ 午後5時30分 [変更なし] 午後6時30分 ～ 午後12時 [短縮]
外科	平日	午後7時 ～ 翌午前6時 (月曜、毎月の第3・5火曜を除く)	午後7時 ～ 午後12時 [短縮]
	土曜日		午後2時 ～ 午後12時 [拡大・短縮]
	日・祝日	午前9時 ～ 午後5時30分 午後6時30分 ～ 翌午前6時	午前9時 ～ 午後5時30分 [変更なし] 午後6時30分 ～ 午後12時 [短縮]

(午前2時から午前6時までは待機診療体制)

※ 経過措置として、「内科」の診療終了時間については、段階的に変更を行う。

*令和3年度 翌日の午前6時まで

*令和4年度 翌日の午前2時まで

*令和5年度以降 午後12時まで

(3) 施行期日

令和3年4月1日